

令和5年第1回葛城市議会定例会会議録（第5日目）

1. 開会及び延会 令和5年3月28日 午前10時00分 開会
午後 5時51分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪瑠
7番	吉村始	9番	松林謙司
10番	谷原一安	11番	川村優子
12番	増田順弘	13番	西井 覚
14番	藤井本浩	15番	下村正樹

欠席議員1名 8番 奥本佳史

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	東 錦也	総務部理事兼都市整備部理事	安川博敏
財務部長	米田匡勝	市民生活部長	前村芳安
市民生活部理事	林本裕明	産業観光部長	早田幸介
保健福祉部長	森井敏英	こども未来創造部長	井上理恵
教育部長	西川育子	教育部理事	板橋行則
上下水道部長	井邑陽一	会計管理者	吉井 忠

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書 記	新澤明子
書 記	神橋秀幸	書 記	福原有美

6. 会議録署名議員 9番 松林謙司 10番 谷原一安

7. 議事日程

日程第1	議第20号	令和5年度葛城市一般会計予算の議決について
日程第2	議第21号	令和5年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
日程第3	議第22号	令和5年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について

- 日程第4 議第23号 令和5年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 日程第5 議第24号 令和5年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 日程第6 議第25号 令和5年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 日程第7 議第26号 令和5年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 日程第8 議第27号 令和5年度葛城市水道事業会計予算の議決について
- 日程第9 議第28号 令和5年度葛城市下水道事業会計予算の議決について
- 日程第10 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第1 発議第1号 坂本剛司議員に対する懲罰動議について
- 追加日程第2 会期の延長

開 会 午前10時00分

梨本議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回葛城市議会定例会第5日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き、議第20号議案を議題といたします。

まず、坂本議員より、昨日の賛成討論に関しまして発言の申出がありましたので、これを許可します。

4番、坂本剛司議員。

坂本議員 皆さん、おはようございます。昨日の本会議での私の発言で、個人名を出し、名誉を傷つけたこと、議員と職員の信頼関係を失墜させたこと、関係者の発言を私が違った解釈をしたこと、そして、あたかもその発言が修正案を誘導したかと思われるようなことを私が発言したこと、そういう意図はございません。以上の記載がある発言内容の、この修正案が出される過程においてはから、一部議員の云々までの発言について、私は不適切と考え、修正削除をお願いし、ご迷惑をおかけしました職員、議員、議会に対し、おわびを申し上げます。

以上でございます。

梨本議長 ここで暫時休憩いたします。再開時刻は追って連絡いたします。

休 憩 午前10時02分

再 開 午前11時30分

梨本議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

1番、西川善浩議員。

西川議員 私のほうから、坂本剛司議員に対する懲罰動議を議長宛てに提出させていただきたいと思っております。

次の理由により、坂本剛司議員に懲罰を科されたいので地方自治法第135条第2項及び葛城市議会会議規則第160条第1項の規定により動議を提出します。

令和5年3月27日の議会本会議（4日目）において、令和5年度一般会計予算の賛成討議において坂本剛司議員が発言された内容について、議会や議員、職員を侮辱した内容があり、他の議員から意見を受けた後、該当部分の一部を取り消す旨、申し出られましたが、発言の取消し理由を聞いたところ、自身が発言した問題部分について、理解されていない内容であったため、反省されていないと判断するとともに、議会や議員、職員の信用失墜、議会と理事者との信頼関係を崩壊させたことは非常に重大であり、地方自治法第132条（無礼な発言、議会を侮辱する発言）及び同法第131条（会議の妨害）に抵触するとして、坂本剛司議員に懲罰を科せられたい。

以上でございます。

梨本議長 賛成者はおられますか。

(「賛成」の声あり)

梨本議長 ただいま西川議員から動議が提出されました。この動議は2人以上の賛成者が必要でありますので、成立いたしました。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻につきましては追って連絡いたします。

休 憩 午前11時32分

再 開 午後 1時30分

梨本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、西川議員ほか3名から、地方自治法第135条第2項の規定によって、坂本剛司議員に対する懲罰動議が提出されました。所定の発議者をもって成立したことを受け、休憩中に議会運営委員会を開催願ひ、動議の審議方法について協議いただいておりますので、その会議概要について議会運営委員長よりご報告願ひます。

12番、増田順弘議員。

増田議会運営委員長 皆さん、こんにちは。

それでは、先ほど休憩中に議会運営委員会を開催し、提出をされました動議の審議方法について協議いたしましたので、その結果につきましてご報告を申し上げます。

本議案につきましては、この後、日程に追加をし、追加日程第1として直ちに議題として提出者から内容説明を受けます。もし、坂本議員から本件について弁明をしたいとの申出がございましたら、提案説明の後、この申出について諮っていただき、同意が得られましたら、弁明を行っていただきます。

その後、質疑まで行い、懲罰特別委員会を設置し、審査を付託の上、必要と認められる期間、議会の閉会中も継続して審査することにいたします。なお、懲罰特別委員会の定数は8名といたします。議会運営委員会委員を中心としつつ、8名の委員の選出をお願い申し上げます。

以上、報告といたします。皆様方のご理解賜りますようお願いを申し上げます。

梨本議長 お諮りします。

本決議案の審議方法については、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることについて採決を行います。

この採決は電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

梨本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、発議第1号、坂本剛司議員に対する懲罰動議についてを議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、坂本剛司議員の退場を求めます。

(坂本議員退席)

梨本議長 提案者の説明を求めます。

1番、西川善浩議員。

西川議員 皆さん、お疲れさまでございます。発議者として提案理由を述べさせていただきたいと思っています。

先ほど採決を受けました、坂本剛司議員に対する懲罰動議の理由でございます。事の発端は、令和5年3月27日、議会本会議において、令和5年度一般会計予算の賛成討議において坂本剛司議員が発言された内容について、議会や議員、職員を侮辱した内容があり、他の議員から意見を受けた後、該当部分の一部を取り消す旨も申し出られましたが、本日、発言の取消し理由を聞いたところ、自身が発言された、問題となっているところについて理解されていないという内容であったため、議会や議員、職員の信用失墜、議会と理事者との信頼関係を崩壊させたことは非常に重大な問題であるというふうに考えております。これを地方自治法にのっとり、今回提案理由とさせていただいたところでございます。

法に抵触されると思われる箇所について、簡単にお話をさせていただきたいと思っております。議員や議会を侮辱されたところでございます。これについては、予算特別委員会終了後の集まりについて、修正案が出ることに對して採決する22日に向け、委員全員で調整を図る場であったのに、そのことを賛成討論のときには一言も言わないことで、あたかも密室の中で行われた、悪意を持って、議員や事務局長が誘導しているかのように発言をされた。この会議に関しましては正式なものではないんですけども、やはり、予算特別委員会の運営上、円滑に行うためにそれぞれ確認をしていた、そういう作業でございました。そこで、その中の内容に、事務局長に誘導されて修正案を提出したように、議員を誘導して提出したように発言をされておりました。これは明らかに予算特別委員会に対する侮辱行為でもございます。予算の修正案を提出させようとしている議員に対しても、侮辱をしているように判断いたしました。

次に、事務局長に対する侮辱というところでございます。修正案の提出は、数人の議員から話があった中で、県の補助金や起債、財源に入っておりますので、この予算を修正した場合に、県や国それぞれの関係機関に迷惑かけることはないのかと。また、担当部署に修正することによる影響を確認してほしいと。これは依頼がありました。その報告を事務局長はただけでございまして。それを受け、議員が誘導するわけではございません。あくまでも、市民に負託された議員が、その材料を判断して、それは修正をするべきかどうかということを考えているところでございます。これに對して、坂本議員の勝手な推測で発言されたことによつて、実名を挙げて、公務員であるまじき行為であるかの発言は、事務局長に對しての侮辱というところで判断をいたします。

続いて、議事進行の妨害。ご自身の発言について、当初は問題がないということで、発言の取消しや、議会議員、事務局長にも謝罪もしないという態度をとられておりました。最終的には、自身の発言は不適切だったということで、発言の取消しと謝罪をする旨を申し出られました。その間、議事進行を妨害し、議事日程についても延長せざるを得ないようになってしまった。議長をはじめ多くの議員から意見をいただいていたにもかかわらず、長時間、自身の発言について振り返らずに、反省もしなかったということで、議事進行をいたずらに遅延させたというふうに判断をさせていただき、本提案理由とさせていただきます。

以上でございます。

梨本議長 以上で提出者の説明は終わりました。

これから提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号については、会議規則第161条の規定によって、委員会の付託を省略することができないことになっております。よって、本件については、8人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託の上、必要と認められる期間、議会の閉会中も継続して審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、本件については、8人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託の上、必要と認められる期間、議会の閉会中も継続して審査することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻については追って連絡いたします。

休 憩 午後1時41分

再 開 午後2時10分

(坂本議員復席)

梨本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

先ほど設置されました懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名したいと思います。

なお、委員長、副委員長につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に懲罰特別委員会を開き、選任いただいておりますので、ご報告いたします。

懲罰特別委員会委員長、西井覚議員、同じく副委員長、吉村始議員、以上です。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻については追って連絡いたします。

休 憩 午後2時11分

再 開 午後4時55分

梨本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

あらかじめ、本日の会議時間は議事の都合により延長いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開時刻につきましては追って連絡いたします。

休 憩 午後4時55分

再 開 午後5時50分

梨本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここでお諮りいたします。

この際、会期の延長を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、この際、会期の延長を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

会期の延長を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により、会期を3月29日まで1日間延長いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は1日間延長することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後5時51分